

計画策定の背景と位置づけ

- 神石高原町（以下「本町」という）には、町内外を結ぶ民間バス、町営バス、ふれあいタクシー（本町が実施するタクシー助成事業の名称）等の多様な公共交通機関が存在する。しかしながら、各地区は進行する高齢化や人口減少といった課題を有しており、継続可能で住民の生活に即した運行サービスを検討し実現する必要がある。また、今後は公共交通施策だけでなく、医療、高齢者福祉、学校教育、観光、小さな拠点づくり等の分野横断的な連携施策によって、地域課題を解決する必要がある。
- 以上を踏まえ、住民の移動ニーズや国の方針及び上位・関連計画等を整理し、関係主体による議論を重ねた上で、地域公共交通のマスタープランとなる「神石高原町地域公共交通計画」を策定した。

地域公共交通の改善を通じて神石高原町が目指す姿

- 地域公共交通の改善を通じて実現する本町が目指す姿を下記のとおり定める。

運転免許証を返納して家族や近隣住民による送迎等に頼ることができない場合でも安心安全に移動を享受できる神石高原町

神石高原町における地域公共交通の定義

- 神石高原町における「地域公共交通」の定義を下記のとおり定める。

家族や近隣住民に送迎を頼んでいる方や運転免許を持っていない方、障がい者の方等の移動に制約を抱えている住民の日常生活における移動手段として主に利用される公共交通機関（町内を運行する路線バス及びタクシー）

地域公共交通計画の基本方針と目標

- 現状の課題、町の将来像等を踏まえ、地域公共交通計画の基本方針、目標を下記のとおり定める。

基本方針1

地域公共交通を必要としている住民が、安心して暮ることができる神石高原町をつくる

- ▶ 目標①：通学・通院・買い物を目的とした生活移動手段の確保

基本方針2

交通事業者（タクシー事業者、バス事業者）の継続的なサービス提供が可能な地域公共交通を構築する

- ▶ 目標②：継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築

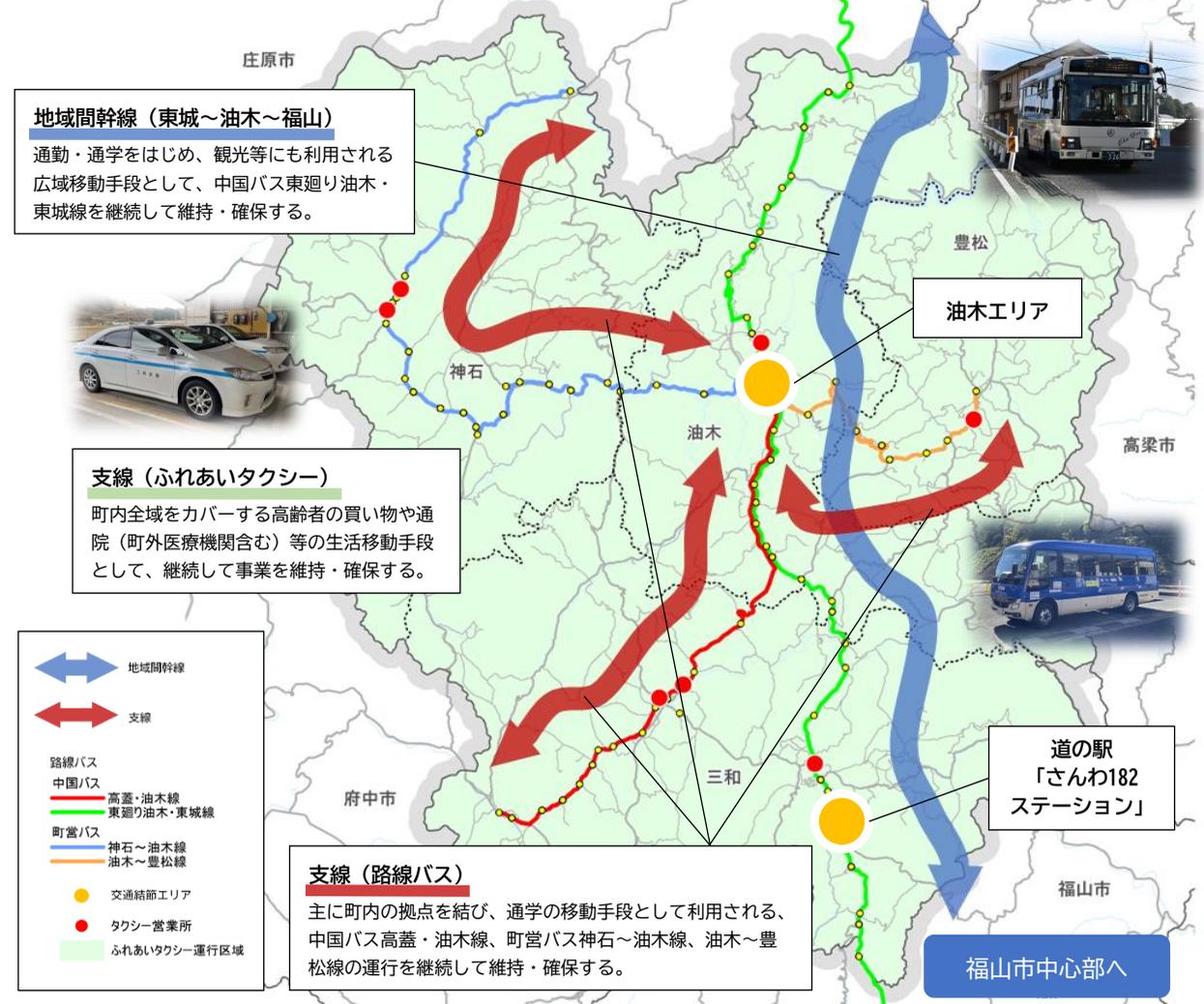
基本方針3

地域と共に地域公共交通を活かしたおでかけ機会を創出し、地域内・外の交流を促進する

- ▶ 目標③：各種団体等との協働による地域公共交通を活かしたおでかけの創出

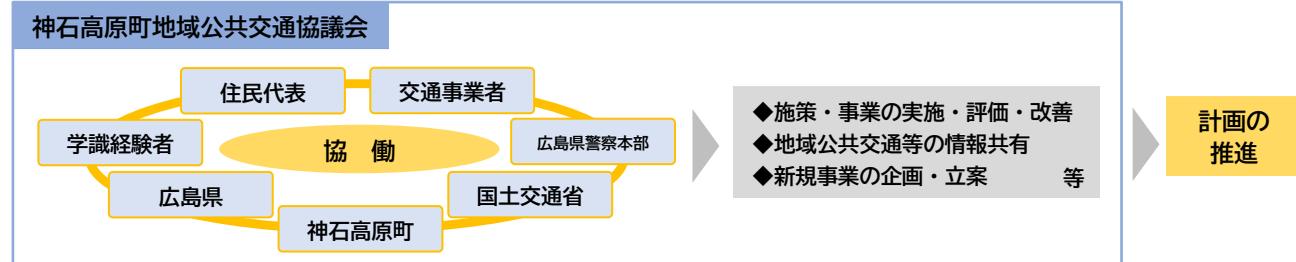
地域公共交通の将来ネットワーク

- 地域公共交通の改善を通じて目指す姿等を踏まえ、本町の地域公共交通の将来ネットワークを次のとおり示す。



計画の推進体制

- 本計画の推進については、本町、交通事業者、関連する各種団体等の実施主体が協働し、神石高原町地域公共交通協議会で合意形成を図りながら実施していく。
- 事業の進捗状況については、神石高原町地域公共交通協議会が管理し、定期的に事業の評価・検証を行い、地域や地域公共交通の状況を把握し、必要に応じて計画や施策・事業を見直し、地域公共交通の改善に取り組む。



取組む事業と実施スケジュール

- 地域公共交通の改善を通じて「目指す姿」を実現するため、下記の事業に取り組む。

※「各種団体」は町内施設・団体等、「住民」は自治振興会等の事業に関係する主体を含む。

事業No	事業内容	実施主体					実施スケジュール				
		神石高原町	タクシー事業者	中国バス	各種団体※	住民※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標①：通学・通院・買い物を目的とした生活移動手段の確保											
事業1	ふれあいタクシー事業、町外医療機関通院者支援事業、運転免許証自主返納者支援事業の継続 ・タクシー助成事業等の継続 ・町内のタクシーを活かした住民の日常生活における移動手段確保 ・自主的な運転免許証返納を促すことによる交通事故防止	○	○				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業2	路線バス（中国バス、町営バス）のダイヤ及び運行ルートの改善 ・利用実態や利用者ニーズ、運行環境の変化に合わせ、ダイヤ及び運行ルート等を改善	○	○	○			調査	実施	⇒	⇒	⇒
事業3	利用の少ないバス停の見直し ・路線バスの利用が少ないバス停を把握・改善し、運行を効率化	○		○			調査	実施	⇒	⇒	⇒
事業4	スクールバス車両の路線バス車両としての活用の検証 ・昼間時間帯等における、スクールバス車両の路線バスへの活用可能性を検証	○	○				検証	実施	⇒	⇒	
事業5	交通結節エリアにおける待合環境及び交流拠点の整備 ・油木バス停及び道の駅「さんわ182ステーション」の交通結節機能や周辺施設等を活用した待合環境、生活拠点の整備 ・住民、来訪者同士の交流を促進するエリアを構築	○					検討	実施	⇒	⇒	⇒
目標②：継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築											
事業6	ふれあいタクシー事業、町外医療機関通院者支援事業、運転免許証自主返納者支援事業の改善 ・タクシー助成事業等の利用者負担額や利用条件の見直し ・各種事業の継続に向けた事業内容の改善	○	○				実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業7	路線バス（中国バス、町営バス）のサービス改善 ・利用状況や利用者のニーズ・意見を踏まえ、運行ルート及びダイヤ等を改善	○	○	○			調査	実施	⇒	⇒	⇒
事業8	情報技術等を活用した業務報告の効率化及び利用実態把握の仕組みの構築 ・デジタル技術を活用した利用実績管理等の効率化 ・利用実態把握の仕組みを構築 ・担当者の業務負担軽減及び地域公共交通改善	○					検討	実施	⇒	⇒	⇒
事業9	第二種運転免許取得支援事業の継続 ・第二種運転免許を取得する際の補助事業の継続	○					継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業10	地域公共交通事業者の運転手等募集宣伝支援事業の実施 ・バスやタクシーの運転手等の確保に向けた募集及び宣伝支援を実施	○	○	○			検討	実施	⇒	⇒	⇒
事業11	地域公共交通への再生可能エネルギーによる電力の活用策の検討 ・脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーの地域公共交通への活用策を検討	○					検討	⇒	実施	⇒	⇒
事業12	災害発生後の運行計画の作成 ・災害等発生後における生活移動手段確保の運行計画を作成	○	○	○			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業13	町保有の遊休財産（建物）の活用 ・町が保有する遊休財産（建物）を、待合所等として活用することを検討	○	○	○			調査	⇒	実施	⇒	⇒

事業No	事業内容	実施主体					実施スケジュール				
		神石高原町	タクシー事業者	中国バス	各種団体※	住民※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

目標③：各種団体等との協働による地域公共交通を活かしたおでかけの創出

事業14	買い物先や観光・温泉施設、自治振興会等との協働による地域公共交通を活用したおでかけ機会の企画・実施 ・各種団体等との協働による住民等の外出を促進するおでかけ機会を企画・実施	○	○	○	○	○	各種調整	実施	⇒	⇒	⇒
事業15	地域公共交通の乗車体験会、乗り方教室等の開催 ・バスやタクシーの乗車体験会や乗り方教室等を実施	○	○	○	○	○	各種調整	実施	⇒	⇒	⇒
事業16	地域公共交通の情報発信 ・地域公共交通の活用方法やお得なキャンペーン等の情報発信を実施	○	○	○	○	○	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業17	ジャンボタクシーを活用した町内の買い物施設等への乗合輸送 ・ジャンボタクシーを活用したおでかけ機会の創出及び車両の有効活用	○	○		○	○	各種調整	実施	⇒	⇒	⇒

評価指標

- 事業の進捗状況を確認するための評価指標、目標（値）を以下のように設定する。
- 短期指標は毎年、中長期指標は計画3年目及び最終年に評価し、必要に応じて計画の改善を図る。

目標	評価期間	評価指標	現状（値）	目標（値）（令和11年度）
目標①	短期	ふれあいタクシーの年間利用件数	R5年度時点 19,952件/年	19,000件/年
		路線バス（町営バス）の年間利用者数	R5年度時点 11,278人/年	10,000人/年
	中長期	路線バス（中国バス、町営バス）の運行回数（往復/日）	R6年12月時点 【中国バス】 ・東廻り油木・東城線（福山～油木） 平日：8往復 土曜日：2往復 （油木～東城） 平日：3往復 土曜日：1往復 ・高蓋・油木線 平日：3.5往復 【町営バス】 ・神石～油木線（犬瀬～油木） 平日：1往復 （神石支所前～油木） 平日：4往復 土曜日：2往復 ・油木～豊松線 平日：4往復 土曜日：2往復 【中国バス】 ・東廻り油木・東城線（福山～油木） 平日：8往復 土曜日：2往復 （油木～東城） 平日：3往復 土曜日：1往復 ・高蓋・油木線 平日：3.5往復 【町営バス】 ・神石～油木線（犬瀬～油木） 平日：1往復 （神石支所前～油木） 平日：4往復 土曜日：2往復 ・油木～豊松線 平日：4往復 土曜日：2往復	
短期	65歳以上※1人口当たり運転免許証返納率	R5年12月時点 1.7%	2.0%	
目標②	短期	地域公共交通の維持に係る町負担額（車両購入費を除く）	R5年度時点 90,369千円/年	95,000千円/年
		町内のタクシー事業者の乗務員数（介護タクシー事業者含む）	R6年3月時点 30人	30人
	中長期	町内のタクシー事業者数（介護タクシー事業者含む）	R6年3月時点 8者	8者
目標③	短期	地域公共交通の利用促進に係る企画回数	0回	10回（計画期間内）
	中長期	ふれあいタクシーにおける年間1人あたり利用回数	R6年6月時点 13.1回/年	15.0回/年

※1:本町が実施する運転免許証自主返納者支援事業の補助対象年齢

※2:神石高原町まちづくりアンケート調査結果の「満足」と「やや満足」の合計

※3:「通学・通院の可否」の定義

・通学の可否：
平日・土曜日に町内外（町外は福山市）の
高校へ通学できる地域公共交通が確保され
ているか否か
・通院の可否：
平日日中の町内外（町外は福山市、府中市、庄原
市等）の医療機関に通院できる地域公共交通が確
保されているか否か

※4:3事業と中国バス、町営バスの運行系統

【事業】
・ふれあいタクシー事業
・町外医療機関通院者支援事業
・運転免許証自主返納者支援事業
【運行系統】
・中国バス3系統
・町営バス2系統

神石高原町地域公共交通計画

令和7月3月策定

神石高原町地域公共交通協議会事務局（神石高原町役場総務課内）

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小島1701番地

電話：0847-89-3330